

議事概要

1 会議の名称

令和6年度第1回長久手市文化財保護審議会

2 開催日時

令和6年7月22日（月）午後3時から午後4時55分まで

3 開催場所

長久手市役所会議室棟2階 会議室H

4 出席者（敬称略）

委員 浅井智志、今野博伸、杉野 丞、服部亜由未、與語雅臣
事務局 暮らし文化部長 門前健、同部次長 高木昭信、生涯学習課長
粕谷庸介、課長補佐 平岡優一、文化財係長 浅見 景

5 欠席者（敬称略）

委員 小野佳代、服部 誠、水野智之

6 会議の公開・非公開

公開

7 傍聴者

6人

8 議題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 古民家の保護及び活用方法について

9 問合せ先

長久手市 暮らし文化部 生涯学習課
電話 0561-56-0627

議事要旨

部長あいさつ

本日の議題の「古民家の保護及び活用方法」については、これまでに様々な経緯があり、改めて教育委員会から諮問されたため、忌憚ない御意見を賜りたい。

(委員自己紹介)

<議題 (1) 会長及び副会長の選出>

互選により、会長は杉野丞委員、副会長は服部亜由未委員に決定。

会長あいさつ

法隆寺及び金閣寺の火災を契機として昭和25年に文化財保護法が成立し、平成8年には登録文化財制度ができ、文化財の範囲が広げられ、文化財保護法の中に、指定文化財と登録文化財が出来た。その後、平成16年に景観法が成立し、平成30年に文化財保護活用に関する大綱と地域計画の制度が生まれた。この頃から、文化財の枠組が広がり、未指定のものも幅広く捉えられるようになり、「指定文化財を中心とする」考え方から「文化財の保存・活用の指針を都道府県が作る」ように変化し、文化財の捉え方が広がっている。国の施策も、大綱と地域計画に基づいて進める内容となっている。愛知県文化財保存活用大綱では、歴史的な遺産全体を広く文化財と捉えており、その中で優れたものを指定文化財とする、という考え方である。文化財の考え方を改めてお話しさせていただいた。よろしく願いしたい。

<議題 (2) 古民家の保護及び活用方法について>

事務局 資料に沿って説明

会 長 古民家の保存活用については、これまでも文化財保護審査会で審議してきたが、事業化する手順の中で、様々なことがあった。今回、教育委員会から「古民家の保護及び活用方法について」諮問されたため、

これからの協議内容を総括して答申していく。資料 2 について、質問や意見があればお願いしたい。

会 長 古戦場公園の再整備が進んでいるが、事業期間はいつまでか。

事務局 東側ゾーンのガイダンス施設は、令和 7 年度末のオープンを予定している。西側ゾーンは、歴史民俗資料館とその付帯設備となる古民家の整備が予定されているが、教育委員会で古民家の取扱いが決定された後、事業スケジュールが決定する。

会 長 文化財保護審議会としては、この建物を保存する価値について、審議していく。過去の様々な調査結果がエビデンスになると思うが、資料 3 及び参考文献について、質問や意見があればお願いしたい。調査結果は建築について書かれているが、この地域の歴史など、それ以外の分野でも、御指摘いただけることがあれば、御発言いただきたい。

会 長 本日欠席の委員から資料をいただいているので、事務局からポイントの説明をお願いしたい。

事務局 （「服部誠委員提出資料」の要点を説明）

民俗文化財で重要なことは、単に古ければよいということではなく、「人々の生活の推移を示すもの」という点である。この古民家は、明治 24 年に現在地に移築された後、この地で使用されてきたものである。市内最古級ということからも、失われてしまえば、大きな損失になる。民俗学の立場では、民家は改変されながら住まい続けられてきた存在であり、それ自体が「生活の推移」を示すことになる。完璧な復原にこだわるのが経費的な問題で支障を生じるのであれば、ある程度の妥協をすることもあり得る。

活用の仕方はいろいろあってよい。そのひとつとして、子どもたちにとっての教材という扱いは外せない。「昔の暮らし」の学びの場を提供することは、建物全体が生活のスペースであった古民家ならではの機能だと思う。

委 員 資料 2 「2 古戦場公園再整備基本計画における古民家の位置づけ」の右側のイメージ図が象徴的で、長久手市の歴史・民俗を展示、体験してもらう場が歴史民俗資料館である。その中で、古民家をそのまま移築することが難しければ象徴的な部材を活かして建てれば良いの

ではないか。

委 員 主屋だけでなく、前庭での農作業なども体験できるように、周辺環境を一緒に移す必要性を感じる。西側ゾーンに持っていく際も、主屋だけでなく前庭があったことなど、その周囲の景観を確保できると良い。

委 員 自分が小学生の時の本家も、友達の家も、この古民家と同じような家だった。前熊でも大草でも、本当は建物を残したかったが、地震に耐えられないということで、鉄筋コンクリート造に建て替えた。市内に一つぐらい古民家を残せるといい。古民家は、建築基準法や消防法等の関連法令を遵守し、移築する必要がある。

市民参加の移築とするなら、土壁を作るとき、縄をなうところから市民も参加できるか。

事務局 古民家の活用方針が決まった後、専門の工事業者に相談しながら、市民ができることを検討したい。

委 員 自分は子どもの時、縄をなった覚えがある。子どもたちにとってもそのような経験は必要ではないか。

委 員 自宅に築１００年くらいの小屋がある。昔は主屋として使っていた。外壁、瓦は悪くなっているが、１月の能登半島地震でも問題はなかった。この古民家も、まだ使える部材もあるのではないか。

事務局 解体しないと分からない部分もあるが、解体工事業者からは、部材の一部が使えなくても、継木などで補修する技術があると聞いている。

会 長 資料４について、文化財保護審議会の議論の範囲は、文化財としての評価である。市民の意見や議会の決定も含めて資料４には記載されているが、この資料について、御意見があればお願いしたい。

会 長 平成２６年度に策定された「古戦場公園再整備基本構想」は、どの部署で作られたものか。

事務局 市長部局のくらし文化部生涯学習課が策定したものである。基本構想の段階では、どの古民家かは明記されてはおらず、木造のものがあると良い、という話であった。平成２８年度に策定した「古戦場公園再整備基本計画」では、石田地内に現存する古民家の活用が記載された。

会 長 文化財行政について、教育委員会から市長部局が事務を補助するようになっただけなのではないか。

事務局 平成25年7月からである。

委員 令和2年9月に「再利用可能な部材をできる限り活用した移築方法を再検討」とある。鳥居建形式は残しつつ、活かせる部材をできる限り活用利用し、子どもたちが学べる場とすることも考えるべきではないか。

会長 様々な人が活用できるようにすべき、という意見と理解した。古材の残存状況について、事務局から説明してほしい。以前見た時は7～8割が再利用できる印象だった。

事務局 目視では、長久手に移築された明治時代の四間取りの状態に復原する場合は、7割くらいが再利用できる見込みである。江戸時代の広間型三間取りに復原する場合は、5割程度となる。

会長 長久手中央土地区画整理組合からの寄附金について、事務局から説明をしてほしい。

事務局 古戦場公園の東側で土地区画整理事業を行っていた長久手中央土地区画整理組合が解散する際、「長久手の貴重な文化財や歴史を後世に伝えることは重要である。」と寄付を受けたものである。

委員 以前、「部材を再利用する日本特有の文化が素晴らしい」というのは、ワークショップに参加された海外の方からの意見だと聞いた。海外の方の視点も大切である。

委員 陳情書にある「無駄な税金」とはどういうことか。

事務局 「そもそも当該古民家は指定や登録がされていないので文化財ではない、価値がない。」という考えが根底にあると思われる。

委員 古民家の建物に対して価値がないと言われている、ということか。

事務局 そうである。その他には、古戦場公園は戦国時代の国指定史跡となっているので農家である古民家はそぐわない、市の財政的に初期費用の支出やランニングコストの維持が難しい、という意見が多い。

委員 そうなると、財源の有無によって建物の価値が変わってしまうことになってしまう。

委員 自分の実家は、まだ「クド」を使っているが、中々、昔ながらの暮らしを体験できる場所は少ない。過去に市内一部の小学生が、豊田市の三州足助屋敷まで、わざわざ行って昔の暮らしを体験していると聞い

たことがあるが、それを市内でできるのは、良いことである。

委 員 私が住んでいる地域では、警固祭りで使うわらじを自分たちで作ろうと考え、わらじづくりの伝承者に教えてもらっている。その話をする
と、児童館でも子どもたちに体験させたいという声が出ている。体験
できる場を作っていくことは大切である。

委 員 古民家を潰すのは簡単だが、残すことに意義がある。子どもたちが体
験して昔の生活を知ってもらうことが大切である。活用できるものは、
捨てるのでは無く活用すべきである。

会 長 文化財保護審議会にも要望書が出されているが、このことについて、
何か御意見があればお願いしたい。

委 員 「文化財としての位置づけが、二転三転していること」とは、どうい
うことか。

事務局 国登録を目指していたが、財政上の理由で断念したこと、移築先が古
戦場公園になったり、現地保存に変わったりしたことを意味している
と考える。

委 員 指定文化財でないと市民には文化財と認められないのか。残念なこと
である。どういったものが文化財として保護・活用されているのか、
事例を紹介するなどして、市民に御理解いただく必要がある。

事務局 理解を求めていく必要があり、周知活動に取り組んでいく必要がある
と考える。

委 員 前熊の山車は、文化財として市の指定を受けているが、お囃子は指定
されていない。祭りを開催する際に、「うるさい、好きでやっている。」
と言われるが、祭りを保存することはまちの品位だと思う。前熊は約
400年の歴史がある。父親から受け継ぎ、息子にも受け継いでいる。
指定を受けていなくても文化財として保存すべきものはある。「無駄
な税金」は自分も嫌だが、何を無駄と捉えるか、個人の考え次第とい
うことである。

委 員 警固祭り、棒の手に参加している立場としては、文化財として指定さ
れているから大事なのではない。棒の手は、県指定70周年に向けて
棒の手の冊子の改定版を作っているが、伝承していくことは大切であ
り、指定されていなくても大事なものがあることを、知ってもらいた

い。

委 員 文化財について、市民への説明が足りていないのではないか。中止ありきではなく、良いものは残す、どう残すか、という議論をしていくべき。

会 長 今日の議論で、固まってきたと感じる。長久手市は、平成24年に市制施行し、現在6万人を超えている。人口増の自治体は、意見も多様である。双方の意見があるのも自然なことである。プラス思考でより良い方向に作り上げる必要がある。良いものに寄り添う形になるのがよい。

各事業の予算の議決は議会で行っていただくことであり、文化財保護審議会ではできることではない。これから答申を作成することになるが、賛否両論の意見がある中での答申となるため、文面で出すべきと考える。事務局で今日の議論の総括から答申書の原案のための資料をまとめ、次回8月の会議で内容を審議したい。

会 長 他に意見がなければ、以上で令和6年度第1回長久手市文化財保護審議会を終了する。